

# 建設環境委員会資料

- 1 条例案
  - 第127号議案 島根県手数料条例の一部を改正する条例〔関係分〕  
・・・ 1
  - 第129号議案 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例〔関係分〕  
・・・ 1
  - 第130号議案 島根県犯罪被害者等支援条例  
・・・ 3
- 2 一般事件案  
・・・ 4
  - 第132号議案 公の施設の指定管理者の指定について  
(島根県立島根県民会館)
  - 第133号議案 公の施設の指定管理者の指定について  
(島根県芸術文化センター)
  - 第134号議案 公の施設の指定管理者の指定について  
(島根県立三瓶自然館及びその附属施設)
- 3 予算案
  - 第120号議案 令和4年度島根県一般会計補正予算(第6号)〔関係分〕  
・・・ 6
- 4 報告事項
  - (1) 第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の一部改定について  
・・・ 9、別冊
  - (2) 「島根県パートナーシップ宣誓制度」の検討について  
・・・ 10
  - (3) 県東部での風力発電事業に係る環境影響評価について  
・・・ 11
  - (4) 公共関与産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」第4期処分場整備に対する支援について  
・・・ 13

令和4年12月9日・12日  
環境生活部



## 島根県手数料条例の一部を改正する条例及び知事の権限に属する事務の 処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について（旅券法関係分）

### 1. 提案理由

旅券法により都道府県知事が処理することとされている法定受託事務について、旅券法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の改正を行う必要がある。

【旅券法の一部を改正する法律の概要】※施行期日：令和5年3月27日

#### ①一般旅券の査証欄の増補の廃止

旅券の信頼性の維持のため、旅券の査証欄の増補を廃止し、旅券の査証欄に余白が無くなったときに、より低額な費用で新たに一般旅券を発行できるようにする。

#### ②現有旅券の確認事務の追加

旅券の切替申請（残存有効期間が1年未満となった方、婚姻等による姓の変更が生じた方など）があった場合、申請者が現に有する一般旅券（以下「現有旅券」という。）を確認する事務を追加。

#### ③現有旅券の返納の受理事務の追加

上記②による申請時に確認した現有旅券について、新しい旅券の交付時に当該現有旅券の返納を受理する事務を追加。

※②③は外務省の一般旅券事務処理基準により運用している事務を法に明記したもの。

### 2. 条例改正の概要

#### （1）島根県手数料条例の一部を改正する条例 【第127号議案】

一般旅券の査証欄の増補に係る手数料を廃止する。

[県内における増補の申請数]

年（暦年）	2017	2018	2019	2020	2021
件数	20	10	7	5	0

#### （2）知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 【第129号議案】

県内17市町村（松江市、雲南市を除く）に権限移譲している旅券法に基づく事務について、次のとおり変更する。

- ①一般旅券の査証欄の増補の申請及び受理申請事務を削除。
- ②現有旅券の確認及び現有旅券の返納の受理事務を追加。

### 3. 施行期日

令和5年3月27日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
(奥出雲町へのNPO法人認証事務等の権限移譲)

1. 提案理由

奥出雲町から権限移譲の要請のあった特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立認証事務等について、令和5年4月1日から権限移譲することとし、これに伴い「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の一部を改正する必要がある。

2. 概要

(1) 奥出雲町に移譲する主な事務

- ① 設立の認証の申請書の受理及び設立の認証
- ② 認証の申請に係る公表及び関係書類の縦覧
- ③ 登記の完了の届出の受理
- ④ 役員の氏名等の変更の届出の受理
- ⑤ 定款の変更の認証及び軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理 など

(2) 施行日 令和5年4月1日

(3) 権限移譲後に奥出雲町が所轄するNPO法人数 5法人

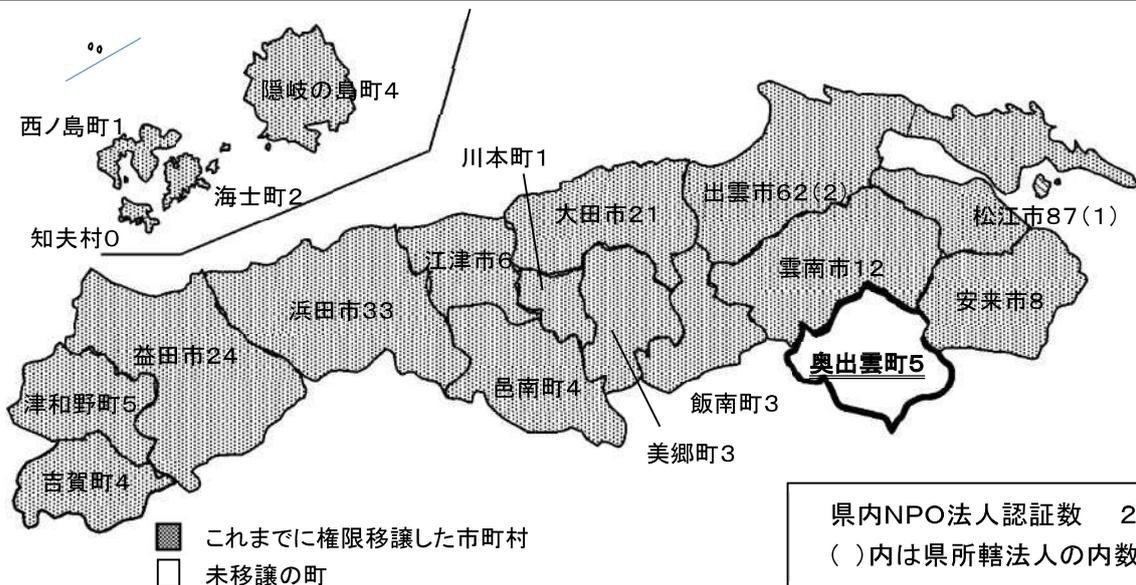
3. 権限移譲に向けた取組

- (1) 奥出雲町職員を対象とした事務処理研修
- (2) 島根県から奥出雲町へ書類引継
- (3) 統一的な法解釈・運用を図るために、権限移譲市町村連絡会議を年2回開催

4. 権限移譲の状況・NPO法人分布マップ

(NPO法人認証数は令和5年10月末現在)

H19.10～	1市	松江市
H20.4～	5市4町	浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、津和野町、海士町
H21.4～	2市2町	安来市、雲南市、斐川町(H23.10 出雲市と合併)、美郷町
H22.4～	2町	東出雲町(H23.8 松江市と合併)、西ノ島町
H23.4～	1町	邑南町
R2.4～	1町	隠岐の島町
R3.4～	1村	知夫村
R4.4～	1町	吉賀町
未移譲	1町	<u>奥出雲町</u>



## 島根県犯罪被害者等支援条例の制定について

### 1 提案理由

犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等支援に関し必要となる事項を定める必要がある。

(令和4年11月末現在で40都道府県が同様の条例を制定済。4府県が検討中)

### 2 条例の概要

#### (1) 犯罪被害者等支援の基本理念（第3条）

- ① 犯罪被害者等の個人の尊厳の尊重、ふさわしい処遇の保障
- ② 犯罪被害者等の事情に応じた適切な実施、二次被害防止のための十分な配慮
- ③ 必要な支援の途切れることのない提供
- ④ 国、県、市町村その他の犯罪被害者等支援に関係するもの相互の連携・協力

#### (2) 犯罪被害者等支援に関係するものの責務と役割（第4条～第7条）

- ① 県の責務 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定・実施
- ② 県民の役割 犯罪被害者等の状況等についての理解、二次被害防止及び犯罪被害者等の孤立防止への配慮（努力義務）
- ③ 事業者の役割 犯罪被害者等の状況等についての理解、事業活動の際の二次被害防止への配慮、県の施策への協力（努力義務）
- ④ 民間支援団体の役割 専門的な知識及び経験を活用した犯罪被害者等支援の推進、県の施策への協力（努力義務）

#### (3) 支援体制等（第8条～第10条）

県は、支援体制等に関する次のことを行う。

- ① 総合的な支援体制の整備、人材育成のための研修等の実施
- ② 犯罪被害者等支援に関する施策の総合的な計画の策定
- ③ 施策を推進するための必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

#### (4) 基本的施策（第11条～第22条）

県は、犯罪被害者等に関する次の基本的施策を行う。

- ① 相談、情報の提供等
- ② 損害賠償の請求についての支援
- ③ 経済的負担の軽減
- ④ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- ⑤ 安全の確保
- ⑥ 居住の安定
- ⑦ 雇用の安定
- ⑧ 刑事手続参加のための情報提供等
- ⑨ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
- ⑩ 県民等の理解促進
- ⑪ 民間支援団体に対する支援
- ⑫ 緊急支援体制の構築

#### (5) 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正（附則）

犯罪被害者等に対する支援等に係る規定の削除

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 公の施設の指定管理者の指定について

		第132号議案	第133号議案	第134号議案
施設名		島根県立島根県民会館	島根県芸術文化センター	島根県立三瓶自然館及びその附属施設
担当課名		文化国際課	文化国際課	自然環境課
公募の概要	指定期間	R5.4.1～R13.3.31 (8年間)	R5.4.1～R13.3.31 (8年間)	R5.4.1～R13.3.31 (8年間)
	募集開始	R4.8.2	R4.8.2	R4.8.2
	募集終了	R4.9.30	R4.9.30	R4.9.30
	募集期間	60日	60日	60日
	指定管理料 上限額	2,103,096千円	3,127,878千円	2,688,200千円
申請者数(団体)		1	1	1
選定委員会開催日		R4.10.17	R4.10.17	R4.10.12
指定管理者候補		公益財団法人 しまね文化振興財団	公益財団法人 しまね文化振興財団	公益財団法人 しまね自然と環境財団
委託料 (債務負担行為設定)		2,103,096千円	3,127,878千円	2,688,199千円

## 指定管理(環境生活部)の選考状況

### 1. 島根県立島根県民会館

- (1) 申請者 公益財団法人しまね文化振興財団
- (2) 選定方法 島根県立島根県民会館指定管理者候補選定委員会(委員5名)により選定
- (3) 選定理由
  - ①管理運営にあたる基本方針が、県の創生計画を理解した上で立てられており、文化振興に対する強い意志が感じられた。
  - ②総合的な視点に基づき、様々な情報収集を行ったうえで企画、運営が行われている。
  - ③アウトリーチ事業など地域に出かけていく取組や、人材育成に関する取り組みが多く、高く評価できる。
  - ④県内の公立文化施設との関係や人的ネットワークなど、地域と協働した取り組みを行っていることが評価できる。

### 2. 島根県芸術文化センター

- (1) 申請者 公益財団法人しまね文化振興財団
- (2) 選定方法 島根県芸術文化センター指定管理者候補選定委員会(委員5名)により選定
- (3) 選定理由
  - ①管理運営にあたる基本方針が、県の創生計画を理解した上で立てられており、文化振興に対する強い意志が感じられた。
  - ②複合施設という特性を企画・実践力で引き出し、活用して運営しているところが、高く評価できる。
  - ③文化事業に長く携わっている経験が、随所に活かされている。
  - ④地域の伝統芸能への支援など、地域に根ざした活動が評価できる。
  - ⑤地元商店街との連携など、地域を巻き込んだ活動が高く評価できる。

### 3. 島根県立三瓶自然館及びその附属施設

- (1) 申請者 公益財団法人しまね自然と環境財団
- (2) 選定方法 島根県立三瓶自然館及びその附属施設指定管理者候補選定委員会(委員5名)により選定
- (3) 選定理由
  - ①施設の管理運営にふさわしい理念をもっており、中長期的な視点に立ち県の基本方針を十分に理解した申請となっている。
  - ②運營業務の実施計画においては、自然とのふれあい、自然保護啓発、環境学習の推進が図られるイベントが十分に計画されており、調査研究のコンセプトも十分な内容となっている。その他管理業務の実施計画、管理の実施体制・組織、サービスの向上策、これまでの事業実績においても高い評価が得られた。
  - ③コストに関する評価においても、利用料金の設定、収入目標と収支計画、コスト縮減と費用対効果の考え方は十分に基準を満たしており、高い評価が得られた。

【第120号議案】

令和4年12月9日・12日  
建設環境委員会資料  
環境生活部

環境生活部予算の概要

(令和4年度11月補正(初日上程)予算)

課別予算額(一般会計)

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
環境生活総務課	352,399	0	352,399
人権同和対策課	198,104	0	198,104
文化国際課	3,206,932	76,145	3,283,077
スポーツ振興課	3,000,087	10,997	3,011,084
自然環境課	841,211	26,378	867,589
環境政策課	644,468	0	644,468
廃棄物対策課	473,131	0	473,131
合計	8,716,332	113,520	8,829,852

(単位:千円)

課名	補正額の財源内訳					計	補正額	補正前の額	補正額	計	一般財源
	国庫	使・手	寄・分	県債	その他						
事業名称											
<b>合 計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>18,000</b>	<b>0</b>	<b>8,829,852</b>	<b>113,520</b>	<b>8,716,332</b>	<b>113,520</b>	<b>8,829,852</b>	<b>95,520</b>
<b>文化国際課</b>						<b>3,283,077</b>	<b>76,145</b>	<b>3,206,932</b>	<b>76,145</b>	<b>3,283,077</b>	<b>76,145</b>
1 県立美術館事業費						512,437	29,347	483,090	29,347	512,437	
	原油価格・物価高騰による光熱費の上昇を踏まえ、令和4年度の指定管理料を変更										
2 芸術文化センター事業費						517,345	34,627	482,718	34,627	517,345	
	(1)原油価格・物価高騰による光熱費の上昇を踏まえ、令和4年度の指定管理料を変更 43,857千円 (2)感染症対策工事(大ホールホワイエ空調設備改修)の工法再検討による減額 ▲9,230千円										
3 島根県民会館事業費						297,427	12,171	285,256	12,171	297,427	
	原油価格・物価高騰による光熱費の上昇を踏まえ、令和4年度の指定管理料を変更										
<b>スポーツ振興課</b>						<b>3,011,084</b>	<b>10,997</b>	<b>3,000,087</b>	<b>10,997</b>	<b>3,011,084</b>	<b>10,997</b>
1 国民体育大会中国ブロック大会に出場した選手・役員等のPCR検査費用の実績減						131,281	▲ 5,319	136,600	▲ 5,319	131,281	
2 県立体育施設管理運営事業費						419,347	16,316	403,031	16,316	419,347	
	原油価格・物価高騰による光熱費の上昇を踏まえ、令和4年度の指定管理料を変更										
<b>自然環境課</b>						<b>867,589</b>	<b>26,378</b>	<b>841,211</b>	<b>26,378</b>	<b>867,589</b>	<b>8,378</b>
1 三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費						342,855	8,378	334,477	8,378	342,855	
2 環境生活施設災害復旧費						18,000	18,000	0	18,000	18,000	
	台風14号の波浪により被害を受けた自然公園内遊歩道の復旧工事を実施 [実施箇所] 桂島園地(松江市)、津戸線歩道(隠岐の島町)、明屋海岸(海士町)										

## 債務負担行為補正(一般会計)

(追加分)

課名	事項	期間	限度額
文化国際課	芸術文化センター管理運営事業費	令和5年度から 令和12年度まで	3,127,878千円
文化国際課	島根県民会館管理運営事業費	令和5年度から 令和12年度まで	2,103,096千円
自然環境課	三瓶自然館及びその附属施設の管理運営事業費	令和5年度から 令和12年度まで	2,688,199千円

## 繰越明許費補正(一般会計)

(追加分)

課名	款	項	事業名	金額	繰越理由
自然環境課	4. 衛生費	5. 環境費	隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費	8,000千円	工法選定及び地元関係者との調整に不測の日数を要した

## 第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の一部改定について

### 1 計画の概要

#### (1) 位置付け・目的

本県では、島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に犯罪被害者等支援に係る規定を設け、同条例に基づく基本計画で犯罪被害者等支援施策を推進しており、令和4年3月には国の第4次犯罪被害者等基本計画に掲げる具体的な支援策の項目を盛り込んだ内容の一部改定を行い、直接的な支援策の充実を図ったところである。

この度、島根県犯罪被害者等支援条例の制定に伴い、第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画（以下「第5期基本計画」という。）を島根県犯罪被害者等支援計画（以下「支援計画」という。）として位置づけ、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (2) 計画期間 令和2（2020）年度～令和6（2024）年度（5年間）

### 2 主な改定内容

第5期基本計画を支援計画として位置づけるとともに、「犯罪被害者等への支援の推進」に関連する部分を次のとおり改定する。

- ① 第1章「計画の基本的考え方」に、犯罪被害者等支援条例の制定、支援計画の位置づけ及び関係部局や関係団体等との連携を追記
- ② 第4章「施策の推進方向」の「5 犯罪被害者等への支援の推進」に、二次被害防止への配慮を深めることを追記
- ③ 施策体系のうち、「6 その他の安全安心まちづくりのための取組」に、被害者支援連絡協議会との連携を追記
- ④ 施策の内容のうち、「5 犯罪被害者等への支援の推進」の経済的負担の軽減の項目に産婦人科医療についての事業内容を追記
- ⑤ 施策の内容のうち、「5 犯罪被害者等への支援の推進」の安全の確保の項目に個人情報保護についての事業内容を追記
- ⑥ 施策の内容のうち、「6 その他の安全安心まちづくりのための取組」に被害者支援連絡協議会との連携を追記

### 3 改定の経過等

- ① 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会及び島根県被害者支援連絡協議会等への意見照会の実施
- ② 島根県被害者支援連絡協議会意見交換会等の開催
- ③ パブリック・コメントの実施（令和4年10月5日～令和4年10月17日）
- ④ 改定、公表（令和4年12月）

## 「島根県パートナーシップ宣誓制度」の検討について

### 1. LGBT等の当事者の方が困っている事例

- ・差別的な言動、自分の性を明かせないことの精神的負担
- ・学校・職場でのいじめ、男らしさ女らしさの決めつけ
- ・同性パートナーと入居できる住宅が少ない、病院で家族として認められない 等

### 2. パートナーシップ宣誓制度の概要

- ① パートナーシップの関係にある一方又は双方が性的マイノリティのカップルに、宣誓に基づき「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付
- ② 宣誓の要件
  - i 成年
  - ii 非婚（事実婚を含む）
  - iii 非近親者同士
  - iv 県内在住
  - v 他の者とパートナーシップ関係（他の自治体のパートナーシップ制度を含む）にない
- ③ 法的な効果は生じないが、多様な性に対する県民理解を高め、パートナーシップの関係にあるカップルに対し、行政や民間が家族同様のサービスを提供する取組を促す
- ④ パートナーシップ関係が解消された場合は、受領証返還を義務付け、一方からの届出の場合、相手方に届出の受領を連絡する。また、解消された交付番号を公表し、サービス提供者に周知して悪用防止を図る。

### 3. 想定されるパートナーシップ宣誓書受領証で適用されるサービスの例

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅入居における家族同様の扱い</li> <li>・公営病院での面会や手術同意</li> <li>・県職員の福利厚生（結婚祝金や死亡弔慰金の支給、結婚休暇や忌引休暇の取得）</li> </ul>
民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸住宅入居における家族同様の扱い</li> <li>・病院での面会や手術同意</li> <li>・映画館の夫婦割</li> </ul>

### 4. 制度を導入している都府県

茨城県 (R元7月) 大阪府 (R2.1月) 群馬県 (R2.12月) 佐賀県 (R3.8月) 三重県 (R3.9月) 青森県 (R4.2月) 秋田県 (R4.4月) 福岡県 (R4.4月) 栃木県 (R4.9月) 東京都 (R4.11月)  
(静岡県がR4年度中に導入予定)

これらの自治体では、制度導入により、同性カップルも家族同様に扱うサービスができるなど、効果が上がっている。

### 5. 島根県の対応

島根県内には、LGBT等の方で生活上の様々な問題に困っておられる方が存在する。

全ての方が「島根に生まれてよかった、島根に住んでよかった」と思える多様性と包容力のある社会の実現に向け、性的指向や性自認の多様性が尊重される環境を整備するため、島根県パートナーシップ宣誓制度の導入を検討する。

## 県東部での風力発電事業に係る環境影響評価について

### 1. 事業概要

おおしびざん

#### ① (仮称) 大出日山風力発電事業

事業者：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

計画地：安来・雲南の市境域

事業規模：最大 46,200kw (4,200kw×最大 13 基)

(1) 合計出力が 46,200kw を超えないよう制御

(2) 島根県環境影響評価条例対象規模

ひなやま

#### ② (仮称) 日向山風力発電事業

事業者：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

計画地：安来市

事業規模：最大 42,000kw (4,200kw×最大 11 基)

(1) 合計出力が 42,000kw を超えないよう制御

(2) 島根県環境影響評価条例対象規模

### 2. 経過

- |             |   |
|-------------|---|
| R4. 6. 14   | 事業者から大出日山風力発電事業について県へ事業概要を説明                                |
| R4. 10. 3   | 事業者から日向山風力発電事業について県へ事業概要を説明                                 |
| R4. 11. 22  | 上記①②の事業について、条例に基づく配慮書を事業者が県へ提出<br>公告・縦覧開始 (12/21 まで一般の意見受付) |
| R4. 11. 28  | 雲南市内で事業者による地元説明会開催  |
| R4. 12. 2~4 | 安来市内で事業者による地元説明会開催  |

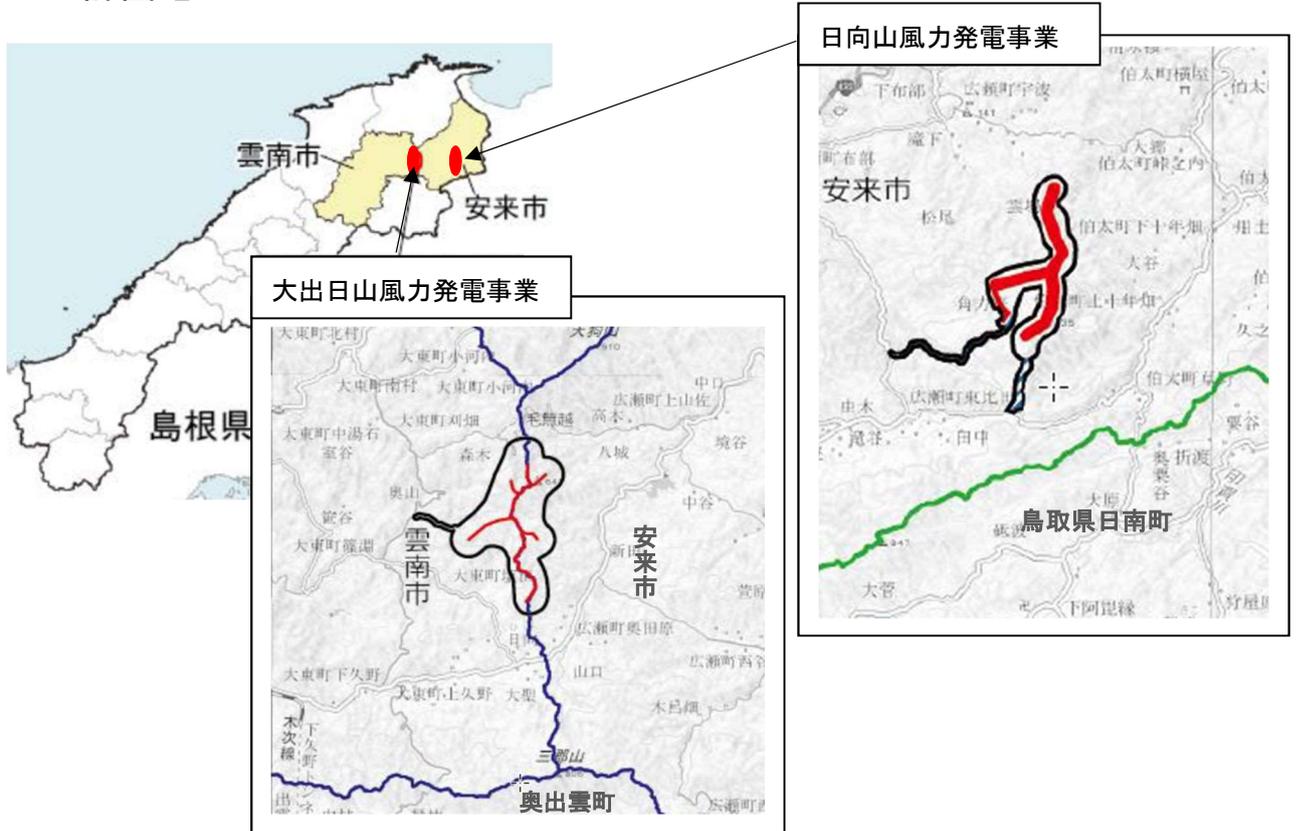
### 3. 今後の予定 (上記①②の事業について同時進行)

- |           |   |
|-----------|---|
| R5. 1 月上旬 | 一般の意見の概要を県に提出 (60 日以内に知事意見を送付)<br>島根県知事から安来市長及び雲南市長に対して意見照会   |
| R5. 1 月中旬 | 第 1 回技術審査会 (事業者より事業内容説明及び質疑応答)                                |
| R5. 2 月中旬 | 第 2 回技術審査会 (答申案(安来・雲南市長意見含む)の審議)                              |
| R5. 3 月上旬 | 技術審査会答申を踏まえた知事意見を事業者あて送付<br>(事業者は R5. 4 月に、法に基づく方法書を県へ提出する意向) |

# 県東部での風力発電事業に係る環境影響評価について（別紙）

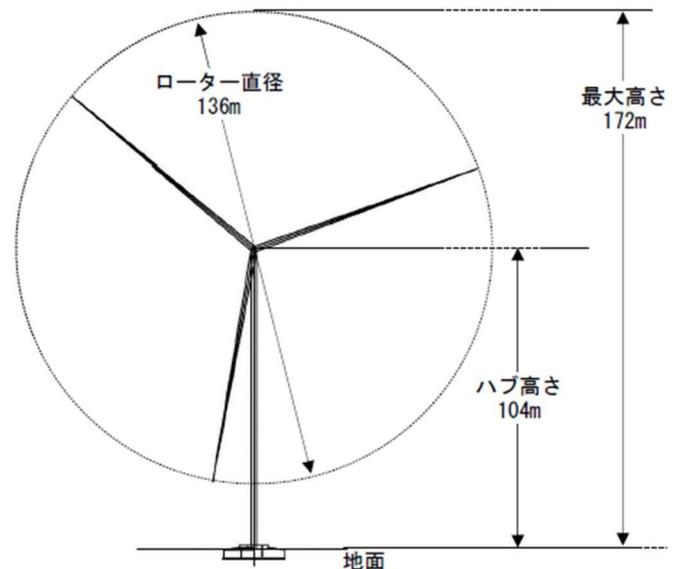
出典：(仮称)大出日山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書  
 (仮称)日向山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書

## 1. 計画地



## 2. 風力発電機（予定）

項目	諸元
定格出力	4,200kw
ブレード枚数	3枚
ローター直径	136m
ハブ高さ	104m
最大高さ	172m



公共関与産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」  
第4期処分場整備に対する支援について

1 施設の状況

- (1) 設置者・運営者 公益財団法人島根県環境管理センター（以下、「財団」という。）
- (2) 所在地 出雲市宇那手町
- (3) 開業 平成14年4月
- (4) 施設規模等

○ 管理型第3期処分場（平成29年3月供用）は、令和10年度頃には埋立終了見込み

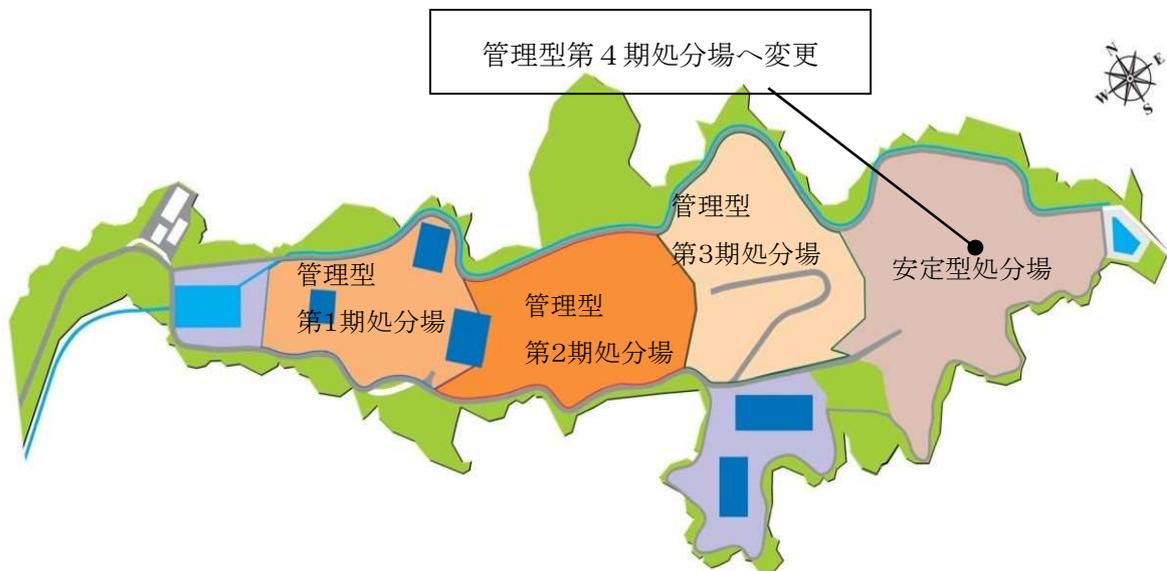
処分場		埋立面積	埋立容量	状況
管理型	1・2期	31,900 m <sup>2</sup>	740,000 m <sup>3</sup>	平成29年3月埋立終了
	3期	39,800 m <sup>2</sup>	670,000 m <sup>3</sup>	令和4年3月末進捗率：49%
安定型	—	40,400 m <sup>2</sup>	518,000 m <sup>3</sup>	ほぼ未使用

2 第4期処分場整備の概要

- 令和4年3月、財団が安定型処分場を管理型処分場に変更し、第4期処分場として整備する「基本構想」を策定
  - ① 埋立容量 518,000 m<sup>3</sup>
  - ② 埋立年数 7年～10年  
(令和11年度に供用し、令和17年度から20年度頃まで埋立)

③ 整備スケジュール

項目	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
地元交渉（建設合意形成）	—————→	—————→	—————→					
基本設計・測量・実施設計			—————→	—————→				
許可申請・交付金申請				—————→	—————→	—————→		
本体工事・浸出水処理施設					—————→	—————→	—————→	供用開始



### 3 県に対する財政支援の要望（令和4年10月3日）

#### (1) 財団からの要望内容

- ① 施設整備費への支援
- ② 金融機関からの借りに係る損失補償
- ③ 地元理解を得るための周辺対策への支援

#### (2) 県の対応

「クリーンパークいずも」は、県内唯一の公共関与最終処分場として、廃棄物の適正処理と地域産業の振興に貢献しており、引き続き確保する必要があるため、支援策を検討する。

### 4 支援策の検討内容（第3期処分場を例に）

#### (1) 施設整備費への支援

- ・ 国庫補助「課題対応型産業廃棄物処理施設運営支援事業」（環境省）に伴う補助
  - ※ 国の補助は、補助率1/4、都道府県の補助額が上限と定まっている。
- ・ 工事費については、現時点では概ね54億円程度と見込まれる。
  - ※ 令和6年度に予定している基本設計において工事費を積算

5,400 百万円		
【補助対象】 4,900 百万円		【補助対象外】（消費税等） 500 百万円
環境省補助金（1/4） 1,225 百万円	財団（1/2） 自己資金+借入金 2,450 百万円	財団 自己資金+借入金 500 百万円
島根県補助金（1/4） 1,225 百万円		

#### (2) 金融機関からの借りに係る損失補償

- ・ 財団が金融機関から借り入れる額に対して償還期限までに返済できなかった場合、元金、利子及び遅延利息に相当する額を県が負担する契約
- ・ 損失補償契約には、債務負担行為として議決を受ける必要がある。

#### (3) 地元理解を得るための周辺対策への支援

- ・ 財団が地元自治会等からの事業同意を取得する段階で要望を受け、県が要望内容を踏まえて対応（第3期整備時は、周辺道路、河川水路、地域振興について要望）